

中小企業の被害とその対応

Damages on small and Medium-sized Enterprises, and Their response again it

関西大学 社会安全学部 永松ゼミ

磯谷 理佐

Faculty of safety science, Kansai University

Risa ISOTANI

SUMMARY

This paper investigates the consequence of small and medium-sized enterprises damaged by the Great East Japan Earthquake, having won popularity, and a countermeasure against it.

Key words

small and medium-sized enterprises, damage, influence, correspondence, measure

1. はじめに

東日本大震災は甚大な経済被害をもたらし、中小企業の経営にも多大な景況を与えた。そして、震災から1年以上が経過する今でもいまだ事業所の復旧のめどすら立たない中小企業は多く、大きな課題を抱えている。そこで、この本稿では現時点で知りえた情報を整理し、中小企業への被害や対応策を論ずる。

2. 東日本の中小企業

2.1 被災地域の企業数、事業所数と被害額

日本には現在約4,300,000社の中小企業

が存在しており、その中でも岩手、宮城、福島（以下「うち3県」という。）の企業数は59,156社。うち海岸部の市区町村には19,855社存在している。^[1]

信金中央金庫が2011年8月に出した被害調査結果では、東日本大震災による直接的、間接的な被害状況が明らかとなった。全国では何らかの形で被害を受けた企業が67.8%にのぼった。被害内容としては「物流の遅延、停止（31.0%）」「原材料等の不足（26.9%）」「消費自粛の雰囲気（26.1%）」を指摘する中小企業が相対的に多くなっている。

地域別では、東北（89.5%）、関東（79.2%）、首都圏（70.8%）において被害を受けた中小企業の割合が高い。このうち、地震と津波

の直接的な影響を受けた 3 県に限ってみると、9 割を超える中小企業が何らかの被害を受けた。また、建物等の損傷被害が約 5 割と他地区に比べて突出しているうえ、原発事故による影響も大きい。なお、福島県では半数の中小企業が原発事故により被害を受けたと回答している。

また、東海地区は全国平均を上回る 69.8% が被害を受けている。これは、当地区では受注キャンセルの被害を受けた先が 22.0% と、東北地区（21.9%）と並ぶ水準になったことが背景にあると考えられる。

一方、「物流の遅延、停止」「原材料等の不足」「消費自粛の雰囲気」の被害を受けたとする中小企業の割合は、震災の直接的な被害が少なかった西日本でも総じて高く、今般の震災の影響が広範囲に及んでいる様相がうかがえる。

次に業種別に被害の特徴をみると、製造業では「受注キャンセルなどによる売上げ減（19.4%）」、卸売業では「物流の遅延、停止（43.0%）」、小売業では「消費自粛の雰囲気（37.0%）」、建設業では「原材料・資材・燃料の不足（50.8%）」が他の産業と比較して高い割合を占めた。

不動産業を除く 5 業種について被害の大きかった 10 業種を抽出し、その内訳をみる。製造業では、パルプ・紙・紙加工品や輸送用機械器具で「受注キャンセル」の被害を受けた企業が多くみられた。特に輸送用機械器具では 45.1% と、約半分の中小企業が取引先企業から受注をキャンセルされている。また、これらの業種は、電力不足に伴う生産活動低下の影響を他業種よりも強く受けたことがうかがえる。

卸売業と小売業では、業種によりばらつき

がみられるものの、おおむね「物流の遅延停止」や「消費自粛の雰囲気」からの被害を受けた企業が多く、流通と販売の両面から打撃を受けたことが読み取れる。卸売業の食料・衣料や小売業の飲食料品は、いずれも食品類を取り扱っていることもあり「原発事故」からの被害割合が高い。また、卸売業の建築材料では、「原材料・資材・燃料の不足」からの被害が目立った。

サービス業では、旅館等の 85.1% が震災により何らかの被害を受けている。この水準は全業種中最も高く、被害内容としては「受注キャンセル」「消費自粛の雰囲気」「原発事故」の割合が多い。震災に伴う消費低迷や予約の取消、外国人観光客の減少などから大きな影響を受けたことがうかがえる。また、自動車整備および駐車場業では、「物流の遅延、停止」や「原材料等の不足」からの被害が大きかった。^{[2][3][4]}

2. 2 東日本大震災関連倒産

TDB のデータ結果では、震災発生から 595 日目の 2012 年 10 月 24 日時点で地震関連倒産数は 1000 件に到達と確認された。地域別の件数をみると、関東 477 件が最も高く、約半数を占めていた。次いで、東北 158 件、以下、中部 101 件、九州 69 件となっている。関東が最も多かったのは、東北に隣接するという地理的要因に加え、企業数に比例して影響を受けた企業が多いことが理由である。また、被災地から離れた中部や九州でも件数が多いことは、消費や物流にも影響の大きさを表している。

負債総額は 1 兆 2,295 億 7,800 万円を超え、倒産企業の従業員数は 1 万 6,010 人、非正

規雇用の従業員を合わせると 2 万 4,000 人を超える。^[5]

3. 被害に対する企業が行った対応状況

震災を受けて企業がとった対応は、全国では「資金繰りなど金融面の手当て（11.4%）」が最も高く、以下、「仕入先の変更（10.4%）」「物流ルートの変更（9.8%）」が続いた。また、「人件費の削減（7.7%）」「長期休業、廃業、事業譲渡の検討（1.0%）」といった。地域経済に対して大きな悪影響を与えたかねない回答を選択した企業もあり、影響が懸念される。

地域別にみると、東北およびうち 3 県では、ともに「資金繰りなど金融面の手当て（東北・26.2%，うち 3 県・29.7%）」の回答が最も高かった。被災地において、迅速かつ円滑な金融の手当てが中小企業にとって非常に重要だったことがうかがえる。そのほかの選択肢をみると、「人件費の削減（東北・17.5%，うち 3 県・21.4%）」や「長期休業、廃業、事業譲渡の検討（東北・3.8%，うち 3 県・5.0%）」と、厳しい選択肢を選んだ企業も多いことがわかる。とりわけ福島県では 5.9% が休業、廃業等を検討しており、被害の深刻さが表れている。そのほかの地区では、輸送用機械器具など製造業の比率が高い東海で、「資金繰りなど金融面の手当て（15.0%）」や「人件費の削減（12.4%）」などの比率の高さが目立つ。業種別にみると、全体と比較して、卸売業では「物流ルートの変更（15.9%）」や「仕入先の変更（15.1%）」、サービス業では「人件費の削減（11.5%）」、建設業では「仕入先の変更（15.5%）」や「資金繰りなど金融面の手当

て（13.1%）」を選んだ企業が多くみられた。^{[2][6]}

4. 資金繰り支援

被災中小企業に対しては、既存の借入金の返済猶予、事業復旧のための設備・運転資金の確保等の支援が必要となる。そこで、政府は、既往債務の返済猶予の要請を行うとともに、政府系金融機関を通じて特別の融資・保証制度等を整備している。

平成 23 年度第 1 次補正予算及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成 23 年法律第 40 号）の成立に伴い、同年 5 月、「東日本大震災復興特別貸付」（以下「復興特別貸付」という。）及び「東日本大震災復興緊急保証」（以下「復興緊急保証」という。）が創設された。

復興特別貸付は、地震・津波等により直接被害を受けた中小企業や、風評被害等により業況が悪化している中小企業に対して、最大 7 億 2,000 万円の貸付けや最大 1.4% ポイントの金利引下げ等を行うもので、これまでの利用実績は、19 万 8,403 件、4 兆 4,472 億円（平成 24 年 6 月 1 日時点）となっている。

また、復興緊急保証の創設によって、直接被害又は間接被害を受けた中小企業を対象に、セーフティネット保証、災害関係保証と合わせ、無担保で 1 億 6,000 万円、最大 5 億 6,000 万円まで保証を受けることができる 3 階建ての信用保証制度が整備された。これまでの利用実績は、8 万 1,622 件、1 兆 8,603 億円（平成 24 年 6 月 1 日時点）となっている。両制度は平成 23 年度第 3 次

補正予算. 平成 24 年度予算においても予算の拡充が行われており, 引き続き制度の利用が可能となっている.

両制度のほか, 「小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）」制度の拡充（1 次補正）, 株式会社日本政策金融公庫等が資本性を有する長期資金を貸し付ける「震災対応型資本性劣後ローン」制度の創設（3 次補正）等が行われている.

なお, 岩手, 宮城, 福島, 青森, 茨城を中心とした地方公共団体も災害対策特別融資制度・保証制度等を創設し, 国の制度の補完として資金対応を行っている.

4. 資金について

4. 1 東日本大震災復興特別貸付

直接又は間接に被害（風評被害を含む）を受けた中小企業者を対象とし, 日本公庫又は商工中金が上限 7 億 2,000 万円を融資（直接被害については別枠 3 億円あり）. 既存の貸付制度に比べて, 金利や貸付期間, 据置期間等を優遇.

4. 2 資本金劣後ローン

震災復興貸付における特例制度として, 自己資本が毀損した中小企業者に対し, 日本公庫又は指定金融機関（商工中金等）が資本性を有する長期資金（一括貸付型）を貸付. 貸付限度額は 7 億 2,000 万円, 期間は 10 年間.

4. 3 小規模事業者経営改善支援融資（マル経融資）の拡充

直接又は間接的に被害を受けた小規模企業者を対象として, 商工会等が経営指導を行うことによって, 日本公庫（国民事業）が無担保・無保証人で融資を行うマル経融資について, 貸付限度額金利引き下げ措置を拡充.

4. 4 東日本大震災復興緊急保証

直接又は間接に被害（風評被害を含む）を受けた中小企業者を対象とし, 信用保証協会が借入額の 100% を保証. 一般保証とは別枠で, セーフティネット保証, 災害関係保証と合わせて, 無担保 1 億 6,000 万円, 最大 5 億 6,000 万円まで利用可能. [4][5]

5. 補助金制度

5. 1 グループ補助金とは

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業とは, 復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し, 県の認定を受けた場合に, 施設・設備の復旧・整備について補助を行う制度である. これまでの公募において, 青森県, 岩手県, 宮城県, 福島県, 茨城県, 千葉県で 287 グループに 2,811 億円（うち国費 1,873 億円）を交付決定している.

*補助率: 中小企業…3/4 (国 1/2, 県 1/4) 大企業…1/2 (国 1/3, 県 1/6) [1]

5. 2 採択決定方法

1. 茨城県は、平成24年5月1日（火）から5月31日（木）まで公募を実施した。応募された案件について、県の計画認定審査会において復興事業計画の認定を行い、国の補助事業審査委員会の審査を経て、33グループの補助金の交付を決定した。

2. 岩手県、宮城県、福島県は、5次公募に応募された案件のうち、県の計画認定審査会等の審査により追加的な採択を行うべきとされた9グループの補助金の交付を決定した^{[7][8]}

5. 3 グループ補助金の課題

東日本大震災で被災した中小企業の再建を助けるグループ化補助金が足りない。今年度の申請額は、被災地全体では予算の3倍近い2245億円に達し、宮城県では5倍近い。被災地では、必要なお金が届かず再建できない企業が出るという心配が出始めた。

今年度の補助金は岩手、宮城、福島、茨城、千葉の5県の企業を対象にして、5月末に募集を締め切った。朝日新聞の集計では、予算は国と各県を合わせて773億円なのに対し、347グループから2,245億円の申請があった。

とくに、宮城県では予算315億円に対し、147グループから1441億円の申請があり、倍率は4.6倍になった。津波の被害を受けた沿岸部に仙台市や石巻市などの大きな街が多いからだ。各県はどのグループに補助金を出すか審査を進めている。^[9]

6. おわりに

今回の東日本大震災の被害は東日本の極めて広範囲に及ぶだけではなく、大規模な地震と津波に加え、原子力発電事故が重なるという未曾有の大災害であった。その影響が被災地の中小企業のみならず、被災地域の企業と取引のある中小企業等に広範囲に及んでいることがわかった。また、政府は資金繰りやグループ補助金などの政策を行い、実際に企業の復旧・復興へ向けて積極的に支援をしていた。しかし、審査をクリアするにも時間や資金がかかり、なかなか思うように進んでいないという課題も見つかった。今後、東北を復旧・復興させるためには、エネルギー政策のあり方や、災害に強い街づくりなど新しい日本を生み出すための「創造的な復興」に向けて、日本が一体とり取り組んでいかなければならない。

参考文献

- [1] 経済産業委員会調査室 内田衡純・中西信介 (2011.7) 東日本大震災における中小企業支援策 立法と調査.
- [2] 信用中央金庫 (2011.8) 東日本大震災を受けての中小企業の被害状況と売り上げの現状.
- [3] 中小企業白書 (2011) ~震災からの復興と成長制約の克服~.
- [4] 経済産業委員会調査室 鎌田純一・中野かおり (2011.6) 東日本大震災による我が国ものづくり産業への影響.
- [5] 株式会社帝国データバンク (2011.7) 「被害甚大地域」の4割、2070社が営業不能状態.

- [6] 鎌田純一・伊達雅人・中西信介 (2011 7) 東日本大震災後の中小企業支援と今後の課題－これからの中小企業政策に求められるもの－ 立法と調査. (2012 7)
- [7] 中小企業庁 (2011 8) 第2章 東日本大震災の中小企業への影響
- [8] 中小企業向け支援策 (2011 5) ver.03 ガイドブック.
- [9] 中小企業庁 (2012) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助について.